

包山卜筮祭禱簡における「凶攻解」についての再検討

趙 珊

はじめに

一九八七年に湖北省荊門市包山二號墓から、楚國の司法に關する「文書簡」と隨葬品の目録である「遣策」とあわせて、極めて重要な竹簡資料である「卜筮祭禱簡」が発見された。「卜筮祭禱簡」とは戰國時代の楚において、貞人（巫祝）たちが封君や世族の屋敷に招かれ、依頼者のために向こう一年間の安危の有無や、災いをもたらした祟りの所在を貞問した際、もし何らかの憂患が占斷された場合に、それを解除するための祭品を捧げる祭禱案や、祭品を使わぬ「凶攻解」案などを提示した記録、およびその祭禱の實施記録を含むものである。本稿では、包山「卜筮祭禱簡」における「凶攻解」の再検討を通じて楚地の祭祀文化について見直しを圖りたい。

「凶攻解」は「凶（命）攻解於十鬼神名」の構文によつて示され、多數の學者は、祭品を用いずに言葉をもつて鬼神を責め、解除（解脫）を求める行爲（「以辭責讓、以求解脫」）を意味すると解釋している。これは、『周禮』春官・大祝の鄭注「攻説は、則ち辭を以て之を責む」という記述に基づくものである。しかし、この部分にみえる「攻」に

ついては、これを「攻説」と切り離して解釋する説も存在しており（後述）、「凶攻解」については再解釋の餘地がある。本稿では、他の歴史文獻や出土資料との比較を通じて、「凶攻解」が鬼神を祓う除祟法ではなく、「攻」（巫祝などと類似する職能人）が鬼神と交流を圖ることによつて依頼者の憂患を轉移させる「移祟法」であることを導き、楚地の祭祀文化の理解に對する新たな視點を提供していきたい。

第一節 「凶攻解」の解釋

（一）「卜筮祭禱簡」の構造

包山二號墓の北室から出土した五十七枚の「卜筮祭禱簡」は、二十六組からなる。その内容はすべて墓主のために貞問して吉凶禍福を尋ね、鬼神と祖先に賜福、加護を祈願するものであるとされる。各組の前辭に「左尹庇の爲に貞ふ」または「左尹邵庇の爲に貞ふ」と記されていることから、墓主の名は邵庇、官職は左尹、身分は上大夫であると推定されている^①。

包山簡のみならず、「卜筮祭禱簡」は一定の構造を持ち、全體として第一次占卜と第二次占卜に分かれる。そのうち第一次占卜は前辭・

命辭・占辭・效辭を含み、第二次占トは新たな命辭と占辭を含む。
例として、第二五組（包山二四七・二四八號簡）の簡文を挙げれば、
以下のようである。（以下、楚簡を引用するに際しては、可能な限り通行字
體に改めて表記する。）

「第一次占ト」

前辭：大司馬悼滑將楚邦之師徒以救郢之歲、荆夷之月、己卯
之日。許吉以駁靈爲左尹庇貞。

（大司馬悼滑、楚邦の師徒を將めて以て郢を救ふの歲、荆夷
の月、己卯の日。許吉、駁靈を以て左尹庇の爲に貞ふ。）

命辭：既腹心疾、以上氣、不甘食。久不瘥、尙速瘥、母有祟。

（既に腹心疾あり、上氣を以て、食を甘しとせず。久しく瘥
えず。速やか瘥え、祟り有る母からんことを尙ふ。）

占辭：占之、恆貞吉、病有續。

（之を占するに、「恆貞吉。病ひ、續くことあり」と。）

效辭：以其故效之。

（其の故を以て之を效す。）

「第二次占ト」

命辭：學禱大水一犧馬、學禱郢公子春、司馬子音、蔡公子家
各特參、饋之。學禱社一狙。凶攻解日月與不辜。

（大水に一犧馬もて學禱す。郢公子春・司馬子音・蔡公子家
に各々特參もて學禱し、之を饋す。社に一狙もて學禱す。
凶攻解日月與不辜。…この句の訓讀については以下で議論す
る。）

占辭：許吉占之曰、吉。

（許吉、之を占して曰はく、「吉」と。）

第一次占トが災禍の發生原因または方位を問うのに對し、第二次占
トはその災禍を解除する方案を提供しており、「凶攻解」案は、この
第二次占トの命辭部分に現れる。よつて、たとえば包山二三五號簡の
ように、第一次占トの占辭で「吉。咎なし。祟りなし」と判斷され、
解除の必要がない場合には、第二次占トもなく、「凶攻解」案も見え
ない。この第二次の占トで與えられた解決策は、實際には實施されな
かつた場合が多いのであるが、これが實施されなかつた理由や、そも
そもなぜ「卜筮祭禱簡」において二段階の占トが必要であつたのかに
ついては、すでに池澤優（一九九七）に詳しいから、ここでは贅言し
ない。

包山簡の「凶攻解」案の具體例については後に詳述するが、「凶攻
解」に關する記録は、以下に示すように、望山、天星觀、秦家嘴M九
九、新蔡葛陵簡にも殘されており、一般に「凶攻解於十鬼神名」の形
式を取る。

☐殺坪樂、凶攻解於下之人不壯死（望山・一七六號簡）

凶社解於罌、強與強死（天星觀・四二號簡）

凶攻……疾速瘥、速賽之。（秦家嘴M九九・一四號簡）

☐又五。凶攻☐（新蔡・甲二三〇號簡）

ここに見える「解」の意味が「解除」であることについて異論はな
いものの、「凶」と「攻」については検討の餘地がある。そこでまず、
この二字の意味について検討を加えていきたい。

（一）「凶」と「攻」について

「凶」字について、包山整理者（一九九二）は「由」に隸定し、「鬼」
に讀んで、「鬼攻」で祖先や鬼神への祭祀儀禮を指すと考えていた。

しかし、後に多くの學者は、この字を「凶」に隸定し、「思」や「使」に讀むことになる。ただし、この字の具體的な用法については諸説あり、現在、主として、a. 句首發語詞説、b. 願望説、c. 使役動詞説という三つの見解に分けられる³⁾。

「凶攻解」の「解」が「解除」を意味することは上に述べた通りであるが、この「解」字は、包山の「卜筮祭禱簡」においては、他に一二六の「命攻解於漸木立」のみに確認される(表二参照)。この「命攻解」も第二次占卜の命辭部分の「禱辭」の末尾に位置しており、「凶攻解」と同様の形式で記されていることから、「凶攻解」もまた「命攻解」と類似した意味を持つと考えられる。よって「凶」は使役を示す可能性が高い。

「凶」を使役と見た場合、「攻」は名詞・動詞のいずれにも解し得て、従来はこれを動詞と見て「責め咎める」の義とする説が主流であったが、包山簡における他の「凶(命)」を含む用例では、通常、「凶(命)」の直後に被使役主語が付されていることが確認できる。

① 命「執事人以致命於郢(包山二三五號簡)

(一 執事人をして以て郢に命を致せしむ)

② 凶婁之仇除於婁之所證(包山一三八號簡反)

(婁の仇をして婁の證する所に除せしむ)

③ 凶左尹施踐復處(包山二三八號簡)

(左尹施をして復處に踐せしむ)

包山の「卜筮祭禱簡」には、他に「凶攻祝歸佩緇・冠帶於南方」(包山二三一號簡)の例があり、『楚地出土戰國簡冊(十四種)』(二〇〇九)は、この「攻祝」を「工祝」に讀み、『詩經』や『楚辭』に見える「工祝」と同様、卜祝に類する人物であろうとしている。この「攻

祝」が名詞であるならば、「凶攻解」の「攻」もまた名詞である可能性が高いであろう。同書は「凶攻解」の「攻」についても「一般的に楚簡の用法に基づいて「思」を解釋すると、「攻」は恐らく六祈の「攻」ではなく……「思攻解」や「思攻除」は、禱祠や解除をつかさどる專職の人(攻尹の攻執事人)と關連しているかもしれない」との見解を示されている。論者もまたこの見解を支持する。そこで以下、この見解の妥當性について補強しておきたい。

(三) 職能としての「攻」

包山「卜筮祭禱簡」の「攻」字は「凶攻解」以外にも、「攻尹之社執事人」と見えている。この「攻尹之社執事人」については以下のように記されている。

④ 東周之客許經歸昨於藏郢之歲、爨月丙辰之日、攻尹之社執事人夏與衛痂爲子左尹施舉禱於新王父司馬子晉特牛、饋之。莊敢爲位、既禱致命。(包山二二四號簡)

(東周の客許經藏郢に昨を歸るの歲、爨月、丙辰の日、攻尹の攻執事人夏與衛痂は、子左尹施の爲に新王父司馬子晉に特牛もて舉禱し、之を饋す。莊敢、位と爲り、既に禱りて命を致す)

⑤ 東周之客許經歸昨於藏郢之歲、爨月丙辰之日、社尹之社執事人夏與衛痂爲子左尹施舉禱於殤東陵連敖子發肥冢、蒿祭之。莊敢爲位、既禱致命。(包山二二五號簡)

(東周の客許經藏郢に昨を歸るの歲、爨月、丙辰の日、攻尹の攻執事人夏與衛痂は、子左尹施の爲に殤東陵連敖子發に肥冢もて舉禱し、之を蒿祭す。莊敢、位と爲り、既に禱りて命を致す)

他の實施されなかった卜筮祭祀方案と異なり、この二つの記録は實

際の卜筮祭禱の過程を具體的に記述しており、祭禱儀式を行う人の官職（攻尹の社執事人）と名前（夏與衛痠）の他に、具體的な祭禱對象、使用された祭品、そして祭祀の方式も明記されている。

④では「攻尹の社執事人」、⑤では「社尹の社執事人」と記されているものの、同じ「夏與衛痠」の官職名であり、「攻」「社」は通用すると見てよい。よって、「社執事人」は「攻執事人」と同じであると考えてよいであろう。

この「執事」に關しては、『周禮』春官・大宗伯に次の記述が見えている。

⑥ 大裘、及執事禱祠于上下神示。

注…執事大祝及男巫女巫也。

（執事は、大祝及び男巫・女巫なり）

⑦ 凡祀大神、享大鬼、祭大示、帥執事而卜曰。

注…執事諸有事於祭者

（執事は、諸々の祭に事有る者）

ここから、「執事」とは「大祝」「男巫」「女巫」といった祭祀の關係者であると思われる。實際、上の④、⑤においても「攻執事人」は依頼者のために祭禱儀禮を執り行い、災いを解消し、鬼神の祝福を得るために活動している。ここで「攻執事人」と「攻」を冠してゐるのは、その職能を示すものと思われるが、ここでの「攻執事人」が行った活動を「攻祭」、すなわち言辭を用いて鬼神を責め、解除を求めると解することはできない。ならば、包山「卜筮祭禱簡」の「攻」は、「凶攻解」の例を含めて、「攻祭」を意味しないと見るのがよいであろう。よって、「凶攻解」の「攻」は、「攻祭」を行うことではなく、「凶」の被使役主語であり、「攻尹之社執事人」その人を指す可能性が高い。

「攻執事人」の職能は、巫祝に類似して、主として祭祀儀式の實施を擔當することであり、「攻尹」とは「攻執事人」を監督する上位職であり、「凶攻解（攻をして解せしむ）」とは、この「攻執事人」に解除を行わせることと考えられるのである。

では、この「凶攻解」案はより具體的にどのような解除を行うものなのか、節を改めて論じてみたい。

第二節 「凶攻解」案とは何か

（一）關連する表現と主要な特徴

包山簡では、「凶攻解」と類似した表現として、「凶攻除」（二例）と「凶攻祝歸」（二例）を指摘できる（表二参照）。後者は上に言及した「凶攻祝歸佩繖・冠帶於南方」であり、前者はともに「除於宮室」の形で見えており、内、一例は「凶攻解於罍櫨、且除於宮室」（包山二一號簡）と「凶攻解」と同時に示されている。これら「凶」をともしう解除は、（表二のA一を除いて）いずれも一般祭禱案（「舉禱」「賽禱」「濯禱」などの提案）の後に記されている。

一般祭禱案を含めて、これらの解除に關する記載は、以下の四つの文型に整理することができる。

- a. 凶（命）攻解於十鬼神名
- b. 凶攻除於十場所（二例）
- c. 凶攻祝歸十祭品十於十神名（二例）
- d. 祭祝名十神名（または祖先名）十祭品（一般祭禱案）

「凶」を用いるa・b・cは「於」字で鬼神名または場所を導いているが、包山二四八號簡「凶攻解日月與不辜」のみ例外的に「於」字がない。一例しか見えないcの「攻祝」は、これで一つの役職を指す

のか、「攻」「祝」の二を指すのか明確でないから、これを除外して、被役主語として「攻」を取る a・b に限定すれば、ここに特徴的なのは、一般祭禱案と異なり祭品が示されない点である。

この祭品の有無により、「卜筮祭禱簡」に見える祭祀の特徴を論じたのが、池澤優（一九九七、二〇〇二）である。池澤氏は祭品をともなう祭祀の対象（祖先神や自然神）と祭品をともなわない祭祀の対象（厲鬼や天神）に重複が無いことを指摘し、供犠供物といった贈與の手段を通じて人が直接にコミュニケーションを取ることができる祖先神や自然神に對しては、祭品を用いる「禱」祭を通じて解除を行い、このコミュニケーションを取ることのできない厲鬼や天神に對しては、祭品を用いない「凶攻解」によってこれを責め祓うとされている。

非常に示唆に富む説ではあるものの、池澤氏は「凶攻解」の「攻」を従來の解釋に従って責め咎めると解しており、厲鬼はともかくとして天神（上に引いた包山二四八號簡「凶攻解日月與不辜」の「日月」や、表二に示した「凶攻解於歲」の「歲」を責め咎めることによつて、その祟りを解除することがあり得るのかという点について疑問が残る。また、天神が一概にコミュニケーション不可能な存在であると言えるのかについても疑問が残る、上の c. の例である「凶攻祝歸佩鞶・冠帶於南方」においては、「南方」に對して祭品が用いられている。この「南方」は『周禮』春官・大宗伯に、

- ⑧ 以玉作六器、以禮天地四方。以蒼璧禮天。以黃琮禮地。以青圭禮東方。以赤璋禮南方。以白琥禮西方。以玄璜禮北方。
（玉を以て六器を作り、以て天地四方を禮す。蒼璧を以て天を禮す。黃琮を以て地を禮す。青圭を以て東方を禮す。赤璋を以て南方を禮す。白琥を以て西方を禮す。玄璜を以て北方を禮す。）

包山卜筮祭禱簡における「凶攻解」についての再検討

と見える四方神の一に相當すると考えられるが、『周禮』では「天」「地」と並列されているから、明らかに天神・地祇の一種と見なされている。祭品の有無がコミュニケーションの不可と連動しているのであれば、「佩鞶・冠帶」が「歸」^おられて「南方」は天神と並列されている四方神でありながらコミュニケーションが可能な存在となる。また、上の b. の「宮室」を「凶攻除」の対象と解されているが、池澤（二〇〇二）自身が指摘するように、「宮室」を天神・地祇に含めるのは難しいと思われる。

さらに、楚に關しては、「信巫鬼、重淫祀」とする史料が少なからず残されているが、そこには楚人が鬼神または巫鬼の術を尊び、鬼神を喜ばせることで自分の願望や目的を達成しようとすることは記されている。鬼神に對して強硬手段を取つて祓うような記述は見えておらず、そもそも楚人が鬼神を責め咎めることによつて解除を行つていくのかどうか疑問がある。

このコミュニケーションの不可によつて「卜筮祭禱簡」に見える祭祀対象を分類することは是非についての検討は、本稿の議論から外れるから、これを置くとして、本稿のように「凶攻解」の「攻」を、解除を實行する職能人とした場合に、この祭品を伴わない解除をどのようなものとして解するのが妥當であろうか。

（二）「移祟」法である可能性について

一般祭禱案と比べた場合、「凶（命）攻解」案の特徴として以下の四点を指摘できる。

- α…一般祭禱案と異なり、祭品をともなわないこと
β…いづれも第二次占卜の「命辭」の末尾に記されること（表二

のA一を除く)

γ…二次占卜に「凶(命) 攻解」案を缺くものもあること

δ…依頼者の健康状態と密接な関係を有すること

αは上に記した通りである。βの例外については後にまた検討するが、本来記されるべき一般祭禱案の部分が空白になっていて(約三〇字分)、いきなり「凶攻解」案が記されたもので、これを除けば「凶攻解」案はみな一般祭禱案の後に記されている。このβの例外を除いては第二次占卜の「命辭」部分では必ず一般祭禱案が記されるのに対して、「凶攻解」案はしばしば記されていない(γ)。このβとγから第二次占卜の解除においては、一般祭禱案が主であり、「凶攻解」案が従であることがわかる。一般祭禱案で十分な解除が期待できるのであれば、「凶攻解」案は必要とされないのである。では、どのような場合に「凶攻解」案が必要とされているのか。それを示すのがδである。

包山「卜筮祭禱簡」における「疾病貞」に關連する簡文では、「凶攻解」と「命攻解」が合わせて五回現れる。これを整理すると、以下の表一のようになる。

【表一】

凶攻解／命攻解	疾病貞の憂患	組號
凶攻解於歲	恆貞吉、疾難瘥。	H 二一
凶攻解於與兵死	恆貞吉、疾變、續、 递瘥 。	H 二二
なし	恆貞吉、病遲瘥。	H 二三

凶攻解於水上與溺人	恆貞吉、疾變、病寢。	H 二四
凶攻解日月與不辜	恆貞吉、病有續。	H 二五
命攻解於漸木立、且 徙其處而樹之	恆貞不死、有祟、見於絕無後者與 漸木立。	I 二六

(＊組號の同じ英字は同じ日の占いを指し、數字は一組の簡文を指す。

表二同じ。)

表一によると、二三組を除いて、「凶攻解」が高頻度に出現していることがわかる。二一・二二・二四・二五組の簡文は、異なる貞人によつて同じ日に卜筮された後に提案されたものであるものの、依頼者の疾病を除去するために「凶攻解」案を採用する必要があると判断した点では一致している。これは「凶攻解」と依頼者の健康状態が密接に關連していることを示すとともに、依頼者の健康状態が徐々に悪化する時には、「凶攻解」案を用いることが重要であると一般的に認識されていたことを示している。また、依頼者の健康状態の悪化に伴い、より強い口調の「命攻解」の提案が現れることも注目される。

包山「卜筮祭禱簡」をさらに検討するならば、「凶攻解」案が、「少有感於躬身」または「疾難瘥」といった占辭とも關連性を有していることがわかる。包山「卜筮祭禱簡」から、「凶攻解」「凶攻除」「凶攻祝歸」「命攻解」と關連する簡文を整理すると、以下の表二のようになる。

【表二】

組號	第一回目の占辭	凶攻解	簡號
A一	恆貞吉、少有感於躬身、且志事少遲得。	凶攻解於人憑	一九七・一九八
D七	恆貞吉、少有感於躬身與宮室、日間不順。	凶攻解於累禴、且除於宮室	二〇九・二一一
D九	恆貞吉、少有感於躬身、且間有不順。	凶攻解於不幸	二一六・二一七
G一七	恆貞吉、少有感於宮室。	凶攻除於宮室	二二八・二二九
G一八	恆貞吉、少有感也。	凶攻祝歸佩、冠帶於南方。	二三〇・二三一
H二一	恆貞吉、疾難瘥。	凶攻解於歲	二三六・二三八
H二二	恆貞吉、疾變、續、 <u>遞瘥</u> 。	凶攻解於與兵死	二三九・二四一
H二四	恆貞吉、疾變、病窆。	凶攻解於水上與溺人	二四五・二四六
H二五	恆貞吉、病有續。	凶攻解日月與不幸	二四七・二四八
I二六	恆貞不死、有祟、見於絶無後者與漸木立。	命攻解於漸木立、且徙其處而樹之	二五〇

この表二から、「凶攻解」案の提示と依頼者の身體の健康状態との間に直接的な関係があることが読み取れよう。

包山簡のみならず、天星觀「卜筮祭禱簡」にも同様の状況が見て取

包山卜筮祭禱簡における「凶攻解」についての再検討

れる。

⑨ 義憚占之、恆貞吉。少有感於趾、有祟……凶攻解於强死。

(天星觀九〇二號簡)

(義憚、之を占するに、「恆貞吉、少しく趾に戚ひ有り。祟有り」と。……攻をして强死に解せしむ。)

⑩ 邵瑤習之以白靈占之、恆貞吉、少遲瘥、有祟……凶攻解於盟

詛與强死。占之曰、吉。疾速瘥。(天星觀四二號簡)

(邵瑤、之に習ひて、白靈を以て之を占ふ、「恆貞吉。少しく瘥ゆこと遅る。祟有り」と……攻をして盟詛と强死に解せしむ。之を占するに、「吉なり。疾ひ速やかに瘥ゆ」と。)

⑪ 陳郢習之以新家占之、恆貞吉、少有間戚、有祟……凶攻解於

不幸與强死者。(天星觀四三號簡)

(陳郢、之に習ひて、新家を以て之を占ふ、「恆貞吉。少しく間に戚ひ有り。祟有り」と……攻をして不幸と强死者に解せしむ。)

では、この依頼者の身體の健康状態と密接な関係を有する「凶攻解」はどのような解除案なのか。注目すべきは、表二に見える。

D七・少有感於躬身與宮室——凶攻解於累禴、且除於宮室

G一七・少有感於宮室——凶攻除於宮室

の例である。この二例から、宮室内に短期間で憂患が生じると占斷された場合には、この憂患を解除する「凶攻除於宮室」が必要になることがわかる。この「除於宮室」に見える「宮室」は第一次占辭に見える「宮室」と同じく場所を示すであろうから、「除於宮室」は宮室に憂患を生じている鬼神等を宮室から除くことを意味しよう。D七のように、ここに依頼者の「躬身」の憂患が加わると、それを解除するための「凶攻解」案がさらに必要とされるのである。であるならば、

「凶攻解」においては、「宮室」の場合と同様に、「躬身」に憂患を生じている鬼神等を「躬身」から取り除いて他に移すことを「攻」に行わせるのであろう。「凶攻解」案とは、すなわち「移祟」案であると考えられるのである。

この「移祟」に關しては、次の『說苑』君道の記述が参考になる。

⑫ 楚昭王之時、有雲如飛鳥、夾日而飛三日、昭王患之、使人乘驛東而問諸太史州黎、州黎曰、「將虐於王身、以令尹司馬說焉則可。」令尹司馬聞之、宿齋沐浴、將自以身禱之焉。王曰、「止、楚國之有不穀也、由身之有匈脅也。其有令尹司馬也、由身之有股肱也。匈脅有疾、轉之股肱、庸爲去是人也。」（楚の昭王の時、雲有りて飛鳥の如し。日を夾みて三日飛ぶ。昭王、之を患ひ、人をして驛に乗り、東して諸を太史州黎に問はしむ。州黎曰く、「將に王身に虐せんとす。令尹・司馬を以て說せば、則ち可なり」と。令尹・司馬、之を聞き、宿齋沐浴し、將に自ら身を以て之を禱らんとす。王曰く、「止めよ、楚國の不穀有るは、由ほ身の匈脅有るがごときなり。其れ令尹・司馬有るは、由ほ身の股肱有るがごときなり。匈脅疾有りて、之を股肱に轉すは、庸爲ぞ是れ人に去らんや」と。）

『說苑』は漢代に整理された史料であるが、この「移祟」に關わる資料は楚國の昭王時代の出來事であると記されている。ここでは、天に異變があり、それを恐れた楚王に對して、太史が「令尹・司馬を以て說せば、則ち可なり」と提案し、令尹と司馬はこの提案を受けて、自らを祭禱の儀式に用いる準備を進めている。この事例から、楚地においては天變地異やその他の不吉な兆候を他者に移す「移祟」の慣習があつたことがわかる。この習慣を持つ楚地で記された「卜筮祭禱

簡」に、「移祟」案である「凶攻解」案が示されるのは、それほど不自然なことではないであらう。

また、「凶攻解」案を「移祟」案と見るならば、そこで祭品が用いられない理由もよくわかる。犧牲等の祭品を用いる一般祭禱案が、祭品によつて祟りそのものを鎮めてもらうことを祈るのに對し、「移祟」は祟りの對象を別の人（や物）に移すだけで、祟りそのものは残されたままである。この場合は祟りを移す對象である人や物それ自體が祭品となつていとも言え、それ以外の祭品を要さない。實際、上の『說苑』の例においても祭品は用いられていないのである。

(三) 豫備案である可能性について

この「移祟」案である「凶攻解」案が一般祭禱案の後に記されること（β）、この案が常に示されるとは限らないこと（γ）は、「凶攻解」案が豫備案である可能性を示唆している。たとえば、上で觸れた「除於宮室」の例では、次のような形で記録されている。

⑬ 東周之客許經歸胙於藏郢之歲、夏夷之月、乙丑之日、五生以丞惠爲左尹舵貞、出入侍王、自夏夷之月以就集歲之夏夷之月、盡集歲、躬身尙母有咎。占之、恆貞吉。少有感於躬身與宮室。且間不順。以其故斂之。舉禱鯀袂一全參。舉禱社一全狙。舉禱宮行一白犬、酒食。迄應會之祝。賽禱東陵連敖冢冢、酒食、蒿之。凶攻解於鬯醢、且除於宮室。五生占之曰、吉。三歲無咎、將有大憲、邦知之。（包山二〇九、二二一號簡）

（東周の客許經藏郢に胙を歸るの歲、夏夷の月、乙丑の日、五生、丞惠を以て左尹舵の爲に貞ふ、「出入して王に侍ること、夏夷の月より以て集歲の夏夷の月に就るまで、集歲を盡すに、躬身に咎有る

母からんことを尙ふ」と。之を占するに、「恆貞吉。少しく躬身と宮室に感ひ有り。且つ外に順ならざること有り」と。其の故を以て之を**斂**す。蠡秋に十全參もて舉禱す。社に十全**祖**もて舉禱す。宮行に一白犬、酒食もて舉禱す。應會の**祝**を逐す。東陵連敖に豕豕、酒食もて賽禱し、之を蒿す。攻をして**嬰**に解せしむ。且つ宮室に除せしむ。五生、之を占して曰はく、「吉。三歲咎無し。將に大意び有らんとす。邦、之を知る」と。

⑭ 大司馬悼滑將楚邦之師徒以救郟之歲、荆夷之月、己卯之日、陳乙以共命爲左尹旼貞、出入侍王、自荆夷之月以就集歲之荆夷之月、盡集歲、躬身尙母有咎。占之、恆貞吉。少有感於宮室。以其故**斂**之。舉禱宮行一白犬、酒食。凶攻除於宮室。五生占之曰、吉。(包山二二八・二二九號簡)

(大司馬悼滑、楚邦の師徒を將ゐて以て郟を救ふの歲、荆夷の月、己卯の日、陳乙、共命を以て左尹旼の爲に貞ふ、「出入して王に侍ること、荆夷の月より以て集歳の荆夷の月に就るまで、集歳を盡すに、躬身に咎有る母からんことを尙ふ」と。之を占するに、「恆貞吉。少しく宮室に感ひ有り」と。其の故を以て之を**斂**す。宮行に一白犬、酒食もて舉禱す。攻をして宮室に除せしむ。五生、之を占して曰はく、「吉」と。)

「宮室」に直接關係あるところだけ抜き出せば、ともに、優先案として「舉禱宮行一白犬、酒食」が示された後に、豫備案として「凶攻除於宮室」が示されたと考えられるのである。「宮行」が具體的にどのような神靈を指すのかについては意見が分かれているが、宮室の守護神であるとしてよいであろう。この守護神に祭品を捧げ、平安を祈願する方法を優先案として提示し、それで十分な効果が得られなかつ

た場合に、豫備案として祟りを移轉させる解除案が示されるのである。「凶攻解」案が豫備案であることをより強く感じさせるのは、包山簡の二十六組の簡文中のA三(二〇一・二〇四號簡)、D八(二二・二一五號簡)、G十六(二二六・二二七號簡)三組で、「有感于躬身」と命辭に記されているにもかかわらず、解決方案に「凶攻解」が記述されていないことである。もし「凶攻解」が豫備案でないならば、「有感于躬身」と占斷された場合には、必ずそれが記されてしかるべきであろう。一般祭禱案を通じて墓主の病症を消除または緩解できると貞人が判斷した場合には、豫備案としての「凶攻解」案は必要とされず、一般祭禱案だけではその解除が難しいと判斷された場合にのみ豫備案が示されたようなのである。

ここで興味深いのが、上でβの例外として指摘した、空白部を持つ包山一九八號簡であり、次のようになっている。

⑮ 以其故**斂**之。(合計およそ三十文字前後の空白が残されている) 凶攻解於人惑。占之、甚吉。幾中有意。

(其の故を以て之を**斂**す。(空白) 攻をして人惑に解せしむ。之を占するに、「甚だ吉。幾中に意ひ有り」と。)

この空白部には何らかの祭禱案が記される豫定であつたと考えられるが、具體的な祭祀の對象や詳細が最終的に決定されなかつたために、その部分は記述されずに空白として残されたのであろう。もし「凶攻解」が豫備案ではなく、一般祭禱案に優先し得るものであれば、このような空白を設けず、「以其故**斂**之」の直後に「凶攻解」案が記されたであろうから、この空白の存在も「凶攻解」案が豫備案であつたことを示唆している。いずれにせよ、この簡における空白の存在は、祭祀の準備や計畫が常に流動的であり、最終的な決定に至るまでの過程

で様々な變更が加えられ得ることを示唆しているようであり興味深い。

終わりに

本稿では、包山卜筮祭禱簡における「凶攻解」について再検討を行った。従来、多くの學者は『周禮』における「六祈」の一つとして「攻」を解釋し、「凶攻解」が鬼神に對する強硬な除祟手段であると考えていた。しかし、『楚地出土戰國簡冊（十四種）』において指摘されているように、「攻」は「攻執事人」と關連がある可能性が高い。本稿では、さらに「凶攻解」の語彙解析を行い、「凶攻解」は「攻をして解せしむ」と讀むべきであり、これが「攻」（巫祝などと類似する職能人）が鬼神と交流を圖ることによって依頼者の憂患を轉移させる移祟法であり、かつこれが豫備案であることを導いた。

「凶攻解」が除祟法ではなく移祟法であるというこの新たな解釋は、楚地の祭祀システムにおける災厄の解消法の多様性を示すとともに、楚地では、祟りは本質的に取り除くことはできないと考えられていた可能性を示唆することになる。祟りはこれを根本的に除くことができないから、それを他に移すことを考えるのである。ならば「凶攻解」案に先立つて提示される一般祭禱案も除祟というよりは、祖先神等に加護を求めることに重點が置かれていたことになる。祟りに對しては、まず加護してくれる祭禱對象に加護を祈り、それでも十分な加護が得られないと占斷された場合には、「凶攻解」案により祟りを他に移すことを試みていたと考えられるのである。しかも、この豫備案としての「凶攻解」案は、依頼者の健康状態や特定の状況に應じて柔軟に提示されており、楚地における祭禱が、固定的な儀式ではなく、變化する現實の問題解決と密接に関わっていたことを示している。この

ことは、従来の除祟法中心の理解を見直し、より廣範で柔軟な災厄對策が存在したことを考慮して、楚地の祭祀における儀禮の實施方法や鬼神との關係性を再評價していく必要性を示唆しよう。

本稿で提案した見解のさらなる檢證や、この見解に基づく楚地の祭祀システム全體に對する再検討については今後の課題としたい。

參考文獻一覽（年代順）

- 李學勤「竹簡卜辭與商周甲骨」（『鄭州大學學報』一九八九年第二期）。
湖北省荊沙鐵路考古隊編『包山楚簡』（文物出版社、一九九一年）。
彭浩「包山二號楚墓卜筮和祭禱竹簡的初步研究」（湖北省荊沙鐵路考古隊編『包山楚墓』附錄二十三北京文物出版社、一九九一年）。
吳鬱芳「包山二號楚墓主昭佗家譜考」（『江漢論壇』一九九二年十一期）。
何琳儀「包山竹簡選釋」（『江漢考古』一九九三年四期）。
李零「包山楚簡研究（占卜類）」（『中國典籍與文化論叢』第一輯、中華書局、一九九三年）。
曾憲通「包山卜筮簡考釋（七篇）」（『第二屆國際中國古文字學研討會論文集』一九九三年）。
李零「考古發現與神話傳說」（『學人』第五輯、江蘇文藝出版社、一九九四年）。
陳偉「包山楚簡初探」（武漢大學出版社、一九九六年）。
陳偉「包山楚簡所見幾種身分的考察」（『湖北大學學報』一九九六年第一期）。
吳鬱芳「〈包山楚簡〉卜禱簡牘釋讀」（『考古與文物』一九九六年第二期）。
于成龍「包山楚簡中若干制度問題的探討」（北京大學碩士學位論文、一九九七年）。

池澤優「祭られる神と祭られぬ神―戦国時代の楚の『卜筮祭禱記録』竹簡に見る靈的存在の構造に關する覺書」(『中國出土資料研究』創刊號、一九九七年)。

陳偉「湖北荊門包山卜筮楚簡所見神祇系統和享祭制度」(『考古』一九九九年第四期)。

邴尚白「楚國卜筮祭禱簡研究」(暨南國際大學中國語文學系碩士論文、一九九九年)。

大西克也「包山楚簡『凶』字の訓釋をめぐって」(東京大學中國語中國文學研究室紀要第三號、二〇〇〇年)。

工藤元男「包山楚簡『卜筮祭禱簡』の構造とシステム」(『東洋史研究』第五九卷第四號、二〇〇一年)。

胡雅麗「楚人宗教信仰芻議」(『江漢考古』二〇〇一年第三期)。

胡雅麗「楚人宗教信仰芻議(續)」(『江漢考古』二〇〇一年第四期)。

李家浩「包山祭禱簡研究」(『簡帛研究』二〇〇一年) 廣西師範大學出版社、二〇〇一年)。

池澤優「『孝』思想的宗教學研究」(東京大學出版會、二〇〇二年)。

劉信芳「包山楚簡解詁」(藝文印書館、二〇〇三年)。

李守奎編「楚文字編」(華東師範大學出版社、二〇〇三年)

陳斯鵬「論周原甲骨和楚系簡帛中的『凶』與『思』」(香港中文大學中國文化研究所・中國語言及文學系編『第四屆國際中國古文字學研討會論文集』二〇〇三年)。

劉釗「包山楚簡文字考釋」(『出土簡帛文字叢考』臺灣古籍出版有限公司、二〇〇四年)。

工藤元男「平夜君成楚簡「卜筮祭禱簡」初探―戰國楚の祭祀儀禮―」(『長江流域文化研究所年報』第三號、早稻田大學長江流域文化研究所二〇〇

〇五年)。

沈培「周原甲骨文裏的『凶』和楚墓竹簡裏的『凶』或『思』」(『漢字研究』第二輯、學苑出版社、二〇〇五年)。

李家浩「包山卜筮簡二一八―二一九號研究」(『長沙三國吳簡暨百年來簡帛發現與研究國際學術研討會論文集』、中華書局、二〇〇五年)。

沈培「從戰國簡看古人占卜的『蔽志』——兼論『移祟』說」(第一屆古文字與古代史學術討論會、中央研究院歷史語言研究所、二〇〇六年)。

陳偉「楚人禱祠記錄中的人鬼系統以及相關問題」(第一屆古文字與古代史學術討論會論、中研院歷史語言研究所、二〇〇六年)。

晏昌貴「楚簡所見諸司神考」(『江漢論壇』二〇〇六年第九期)。

晏昌貴「楚卜筮簡所見神靈雜考(五則)」(『簡帛』第一輯、上海古籍出版社、二〇〇六年)。

陳偉主編「楚地出土戰國簡冊(十四種)」(經濟科學出版社、二〇〇九年)

楊華「楚簡中『上下』與『內外』——兼論楚人祭禮中的神靈分類問題」(『簡帛』第四輯、上海古籍出版社、二〇〇九年)。

晏昌貴「巫鬼與淫祀——楚簡所見方術宗教考」(武漢大學出版社、二〇〇一年)。

晏昌貴「楚卜筮簡所見地祇考」(『簡帛術數與歷史地理論集』商務印書館、二〇一〇年)。

工藤元男「占いと中國古代の社會…發掘された古文獻が語る」(東方書店、二〇一一年)。

蔡麗利「楚卜筮總合研究」(吉林大學博士學位論文、二〇一二年)。

朱曉雪「包山楚簡綜述」(福建人民出版社、二〇一三年)。

注

(1) 工藤元男(二〇〇五)、十五頁を参照。

(2) 『包山楚簡』(一九九一)、三三八～三四〇頁を参照。

(3) 大西克也(二〇〇〇)で諸説を紹介している。a.曾憲通(一九九三)は、「凶」を句首發語詞とし、楚簡では「由」と書かれることが多いと指摘している。沈培(二〇〇五)は「凶」が「應、當」の意味の語氣副詞であると述べている。b.池澤優(一九九七、二〇〇二)は「思攻解」を神靈に祟りを解除するよう請求する對抗儀禮と解釋している。c.大西克也(二〇〇〇)は、「由」を「使」と讀むべきと指摘している。

(4) これは孤例ではない。天星觀の「卜筮祭禱簡」はまだ正式な圖版資料が公開されていないが、『楚文字編』(二〇〇三)では、「凶祉解於嬰祉與強死」(天星觀・四二號簡)の例が見える。これは楚系簡文において、「攻」が「祉」として書かれることがあり、両者が通用していることを示している。

(5) 『國語』楚語下「又有左史倚相、能道訓典、以敘百物、以朝夕獻善敗于寡君、使寡君無忘先王之業。又能上下說于鬼神、順道其欲惡、使神無有怨痛于楚國。」『呂氏春秋』孟冬紀・異寶「古之人非無寶也、其所寶者異也。孫叔敖疾、將死、戒其子曰、王數封我矣、吾不受也。爲我死、王則封汝、必無受利地。楚・越之間、有寢之丘者、此其地不利、而名甚惡。荊人畏鬼、而越人信機。可長有者、其唯此也。」『漢書』地理志下「信巫鬼、重淫祀。而漢中淫失枝柱、與巴蜀同俗。」『漢書』郊祀志下「楚懷王隆祭祀、事鬼神、欲以獲福助。」『漢書』武五子傳「而楚地巫鬼、胥迎女巫李女須、使下神祝詛。」

(6) 舊楚地で發見された睡虎地秦簡『日書』詰篇には鬼神を祓う事例が多く見えているが、この『日書』の所有者が秦の統治下の役人であることから、これを直ちに楚俗と見なし得るのかについては疑問の餘地がある。

(7) 『包山楚墓』(一九九一年)、五五頁は「宮」と「行」を二つの神として解釋したが、陳偉(一九九六)、一六七頁は、簡文において複数の神祇に對して犠牲を捧げる場合、必ず「各」という表現が用いられることから、「宮行」は二つの神ではないと考察している。また、陳氏は「行」と「宮行」は同一の神を異なる名稱で呼んだ可能性が高いと指摘している。

(8) 『楚地出土戰國簡冊(十四種)』(二〇〇九)、九九頁を参照。

〔附記〕本論文の完成にあたり、廣島大學の末永高康教授から極めて適切で丁寧な指導とご助言を賜ったことに深く感謝する。そのご指導がなければ、本研究をここまでまとめることはできなかった。心より御禮申し上げる。なお、本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2119の支援を受けたものである。